

規制改革推進会議専門チーム会合提出資料

厚生労働省

平成30年3月9日

クリーニング業法について

➤ 目的

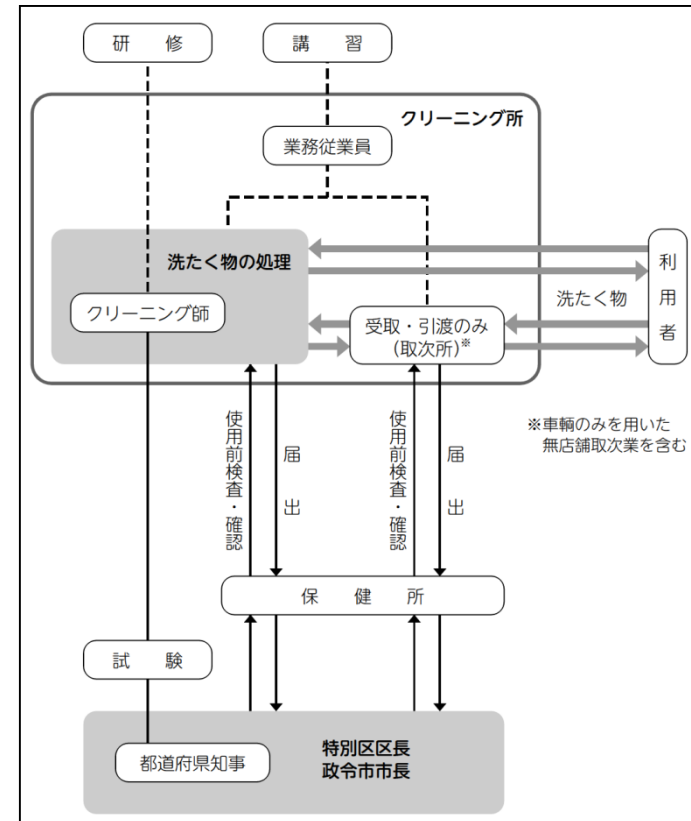
クリーニング業に対して、公衆衛生等の見地から必要な指導及び取締りを行い、もつてその経営を公共の福祉に適合させるとともに、利用者の利益の擁護を図ることを目的とする。

➤ クリーニング業の定義

- 「クリーニング業」とは、「溶剤又は洗剤を使用して、衣類その他の繊維製品又は皮革製品を原型のまま洗たくすること（繊維製品を使用させるために貸与し、その使用済み後はこれを回収して洗たくし、さらにこれを貸与することを繰り返して行なうことを含む。）を営業とすること」をいう。
- 「営業者」とは、「クリーニング業を営む者（洗たくをしないで洗たく物の受取及び引渡しをすることを営業とする者を含む。）」をいう。
- 「クリーニング所」とは、「洗たく物の処理又は受取及び引渡しのための営業者の施設」をいい、クリーニング所には、受取及び引渡しのみを行う「取次店」もある。

※ 取次店には、クリーニング所を開設しないで車両を用いて洗たく物の受取及び引渡しをする「無店舗取次店」がある。

【 概要図 】



クリーニング業法の直近の主な改正内容について

【平成16年改正】

➤ 4月16日 法律第33号

- 法の目的（第1条）に「利用者の利益の擁護を図ること」を追加
- 利用者の利益の擁護を図る観点から、洗濯物の受取及び引渡し時に、利用者に対して「洗濯物の処理方法等の説明」と「苦情の申し出先の明示」を行うことを追加
- 無店舗取次営業者に対して、届出義務と必要な衛生措置を講じることを追加

クリーニング所における衛生管理等について

▶ クリーニング所の開設手続き

- クリーニング所を開設する場合、厚生労働省令の定めるところにより、クリーニング所の位置、構造設備及び従事者数並びにクリーニング師の氏名その他必要な事項をあらかじめ都道府県知事（保健所を設置する市の市長及び特別区の区長を含む。）に届け出が必要となっている。
- 無店舗取次業を行う場合も厚生労働省令の定めるところにより、営業方法、従事者数その他必要な事項をあらかじめ都道府県知事等に届け出が必要となっている。
- 営業者は、届出を行うクリーニング所の構造設備について、都道府県知事等の検査を受け、その構造設備がクリーニング業法第3条第2項又は第3項の規定に適合する旨の確認を受けた後でなければ、当該クリーニング所を使用することができない。

▶ クリーニング師の設置

営業者は、クリーニング所（洗たく物の受取及び引渡のみを行うものを除く。）ごとに、1人以上のクリーニング師を置かなければならないこととされている。

※ 営業者がクリーニング師であって、自らがその業務に従事する場合を除く。

▶ 利用者に対する説明等

- 営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをしようとするときは、あらかじめ、利用者に対し、洗濯物の処理方法等について説明するよう努めることとされている。
- 営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをするに際しては、厚生労働省令で定めるところにより、利用者に対し、苦情の申出先を明示することとされている。

➤ 営業者の行う衛生措置等

- クリーニング所以外において、営業として洗たく物の処理を行い、又は行わせてはならない。
- 洗たく物の洗たくをするクリーニング所に、業務用の機械として、洗たく機及び脱水機をそれぞれ少くとも1台備えなければならない。ただし、脱水機の効用をも有する洗たく機を備える場合は、脱水機は備えなくてもよい。
- クリーニング所及び業務用の車両（営業者がその業務のために使用する車両（軽車両を除く。）をいう。）並びに業務用の機械及び器具を清潔に保つこと。
- 洗濯物を洗濯又は仕上げを終わったものと終わらないものに区分しておくこと。
- 洗濯物をその用途に応じ区分して処理すること。
- 洗場については、床が、不浸透性材料（コンクリート、タイル等汚水が浸透しないものをいう。）で築造され、これに適当な勾配と排水口が設けられていること。
- 伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗濯物を取り扱う場合においては、その洗濯物は他の洗濯物と区分しておき、これを洗濯するときは、その前に消毒すること。ただし、洗濯が消毒の効果を有する方法によってなされる場合においては、消毒しなくてもよい。

【指定洗濯物】

- 1 伝染性の疾病にかかって者が使用した物として引き渡されたもの
- 2 伝染性の疾病にかかっている者に接した者が使用した物で伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして引き渡されたもの
- 3 おむつ、パンツその他これらに類するもの
- 4 手ぬぐい、タオルその他これらに類するもの
- 5 病院又は診療所において療養のために使用された寝具その他これに類するもの

- その他都道府県等が条例で定める必要な措置を講じること。

➤ クリーニング師の役割

- クリーニング師は、公衆衛生及び洗濯処理に関する専門知識等を有する者であり、当該クリーニング所の衛生管理を行う上での実質的な責任者である。
- クリーニング師は、クリーニング所の施設、設備等の衛生管理、洗濯物の適正な処理、有機溶剤等の適正な使用管理等について常に指導的立場からこれに関与し、クリーニングに関する衛生の確保、改善及び向上に努めるとともに、日頃から関連する研修会、講習会への積極的な参加等により一層の衛生、洗濯処理等に関する知識、技能の向上に努めることとされている。

➤ クリーニング師の研修及び業務従事者の講習

(1) クリーニング師の研修

- クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事等が厚生労働大臣の定める基準に従って指定したクリーニング師の資質の向上を図るための研修を受けなければならない。
- 営業者は、クリーニング所の業務に従事するクリーニング師に対し、クリーニング師研修を受ける機会を与えなければならない。

※ 業務に従事した後1年以内に都道府県知事が指定する研修を受け、その後は、3年を超えない期間ごとに当該研修を受けることとなっている。

(2) 業務従事者に対する講習

- 営業者は、厚生労働省令で定めるところにより、その業務に従事する者に対し、都道府県知事等が厚生労働大臣の定める基準に従い指定した当該業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を受けさせなければならない。

※ クリーニング所又は無店舗取次店においては、営業者は、業務に従事する者（業務従事者の5人に1人）に対し、クリーニング等の開設後1年以内に都道府県知事等の指定した講習を受けさせ、また、3年を超えない期間ごとに同様の方法で選んだ者に対し講習を受けさせることとなっている。

○ロッカー等による洗濯物の受取の取扱いについて

(昭和61年11月20日 61公営398号 厚生省生活衛生局指導課長宛 福岡県衛生部長会)

クリーニング業法の適用について、左記のとおり疑義が生じたので、何分のご教示をお願いします。

記

当県においては、下記事例のごとく、ロッカー等により洗濯物を受け取る営業形態が生じているが、ロッカー等は必ずしもクリーニング所の店頭で設置されるものばかりではなく、中にはほとんど監督の及ばない所に設置されているものもある。また、ロッカー等の利用の際に洗濯物をビニール袋等に収納しているところは少なく、消毒を要する物と要しない物の区別もされていない上、ロッカー等の内部の消毒もほとんど行われていない。

ついては、このようなロッカー等による洗濯物の受取りについて、クリーニング業法が適用されるか否か、また、ロッカー等について、如何なる衛生措置を講ずるべきか、ご教示願いたい。

＜事例＞

食料品店、ガソリンスタンド、米穀販売店等が店頭、又は店舗から離れた場所にロッカーを設置する。利用客は洗濯物をロッカー内に収納し、施錠する。クリーニング所の従業員がロッカー内の洗濯物を集荷し、洗濯済みの物を食料品店等に運搬する。これを受け取った食料品店等は店頭で直接利用客に洗濯物を引き渡す。

前記事例のうち、ロッカーの設置者については、取次所又は一般クリーニング所の場合もある。また、ロッカーについては、クリーニングポストと称される収納口が1か所の収納庫の事例もある。クリーニングポストの事例は、利用客にあらかじめ鍵(又は磁気カード)、洗濯物の収納袋及び注文伝票(2枚複写)を配布し、利用客は鍵等で収納口を開け、収納袋に入れた洗濯物及び注文伝票のうちの1枚を収納口から入れ、施錠するものである。

(昭和61年12月5日 衛指第227号 福岡県衛生部長宛 厚生省生活衛生局指導課長回答)

昭和61年11月20日付け61公営398号をもって照会のあつた標記については、下記のとおり回答する。

記

1 洗濯物の受取及び引渡し行為に該当するか否かは、店舗の内外及び対面の有無を問わず、実質的に洗濯物の受取及び引渡しがあるとみなし得るか否かにより判断すべきものである。

照会の事例は、食料品店等又は取次所等が、店頭又は店舗から離れた所にロッカー等を設置し、当該ロッカー等により洗濯物を受け取り、洗濯済みのものを当該店舗において引き渡す営業形態であるが、これは、食料品店等又は取次所等において、対面ではないが、ロッカー等を媒介として実質的には洗濯物の受取が行われているものと解される。

従つて、ロッカー等を設置又は管理し、かつ、洗濯物の引渡しを行っている食料品店等又は取次所等が、クリーニング所に該当し、ロッカー等は当該クリーニング所の施設の一部とみるべきである。

なお、ロッカー等の設置場所については、当該クリーニング所の主たる部分と一体となった状態で当該ロッカー等が設置されることを要するものであり、衛生管理及び保管管理に支障をきたさないため、当該クリーニング所の店頭等、当該クリーニング所に併設されるよう指導されたい。

2 洗濯物の受取に用いられるロッカー等は、クリーニング所の施設の一部であることから、営業者は、当該ロッカー等についてクリーニング業法(以下、「法」という。)第3条第3項に規定する措置(同項第6号に基づき都道府県知事が定める必要な措置を含む。)を講じなければならないことは当然であるが、特に、法第3条第3項第5号に規定する洗濯物(消毒を要する洗濯物)については、ロッカー等において取り扱わないものとする。

また、ロッカー等は、通常、屋外に設置されるものであることから、その内部が雨、ほこり等により外部から汚染されない構造であること、ロッカー等を定期的に清掃・消毒すること、ロッカー等と洗濯物との相互汚染を防止するため、洗濯物をビニール袋等に入れてロッカー等に収納すること等の措置を講じ、常に十分な衛生が確保されるよう指導されたい。

さらに、洗濯物の保管管理の観点から、ロッカー等は施錠できるよう、また、クリーニング所及び利用者の両者がロッカー等に収納した洗濯物の品名、数量等を把握することができるよう指導することが望ましい。